

～法人マーケット開拓に役立つ～

住宅建設業

33

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

<http://www.arice-aip.co.jp>

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱を行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著】

住宅建設業のリスクマネジメント

◇生コンクリート製造業の特徴

生コンクリートは通称「生コン」と呼ばれ、「コンクリート製造設備を持つ工場(生コン工場)で製造され、フレッシュコンクリートの状態で施工現場に配達されるコンクリート」のことを言います。全国生コンクリート工業協同組合連合会によると、平成24年3月末の生コンクリート製造業の企業数は3,222社で、前年比103社減、工場数は147工場減となっています。なお、平成24年3月の工組組織率は78.7%です。生コンメーカーは中小企業が多く、地域ごとに共同組合を組織して販売・受注するケースが一般的ですが、最近は協同組合から離脱する生コンメーカーも増えています。

東日本大震災後、生コンクリートの需要が回復しており、特に首都圏の回復が目立ちますが、地方の多くは建設土木がメインであり、公共事業削減の影響から盛り上がり欠けており、今後の需要見通しについては警戒する声が強いのが実態です。生コン産業のポイントは①生モノに由来する地域性、②中小企業の多さ、③協同組合による共同販売(価格カルテルの容認)の3つです。まず生コンという製品の特性上ストックができず、製造(混練)してから即出荷という形態をとるため、供給範囲は限定されるため、地域密着の②中小企業を中心となっています。また、差別化が難しく、需要者(建設会社)の力が強いので、販売形態は協同組合を経由した共同販売方式がほとんどです。業界低迷の要因としては、慢性的な供給過剰と価格決定の構造にあり、今後は需給ギャップを解消するための工場削減と値上げ交渉を含めた販売価格の安定化を業界として実現することが重要です。

◇リスクマップの例

I ①需要減少(公共工事・建築)

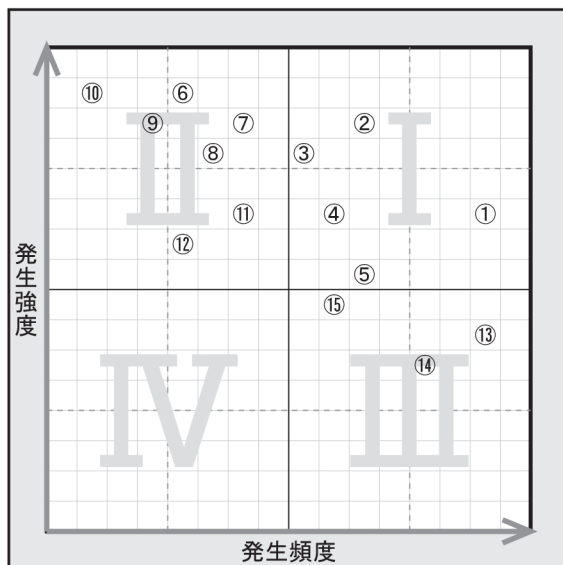
- ②過当競争(工場削減)
- ③業界再編(M&A)
- ④構造改革(組合問題)
- ⑤資材の高騰

II ⑥PL事故

- ⑦使用者賠償
- ⑧自動車事故
- ⑨火災
- ⑩天災(地震・台風等)
- ⑪第三者賠償(施設・請負)
- ⑫コンプライアンス違反

III ⑬労働災害

- ⑭輸送コストの高騰
- ⑮機械の破損・汚損



◇生コンクリート製造業の特徴的リスク

業界全体が抱える問題としてまず公共工事の削減や住宅着工数の減少による①需要減少とそれに伴う②過当競争が挙げられます。その対応として国は需給調整のために年間240の工場削減を掲げており、今後は地域ごとに③業界再編(M&A)が積極的に進むことが想定されます。また、業界の商習慣の④構造改革(組合問題)の中で組合を離脱する企業の増加が価格面での過当競争を助長しています。それ以外にも、セメントや骨材等の⑤資材の高騰や原油価格等の変動による⑥輸送コストの高騰も経営を圧迫する要因となっています。発生頻度が低く、強度が大きいリスクとしては、まず⑦PL事故が挙げられます。

生コンという名称の通り、品質保証のための時間規制等があり、それを怠ると⑧コンプライアンス違反を問われ、PL事故で巨額の賠償責任を負ったり、組合から脱退を余儀なくされる可能性があります。第三者に対する⑨施設・請負賠償責任もありますが、ミキサー車等の大型の車両を所有する企業は特に⑩自動車事故による事故を警戒して頂く必要があるでしょう。業種的に⑪労働災害への対策も欠かすことが出来ず、⑫使用者賠償等の賠償責任に繋がることが想定されるため注意して下さい。生産設備や特殊車両(ミキサー車・ブーム車等)、輸送設備や汚濁水処理施設等を所有する場合は⑬火災や⑭天災(地震・台風等)、⑮機械の破損・汚損等で損失を被る可能性もあります。

◇生コンクリート製造業の具体的リスク対策

需給ギャップが既に存在している状況下において、生き残りのためには大きく二つの方向性があるかと思います。一つは、他社との差別化要素を見出して競争力を付け、生き残りを図る方法であり、もう一つは差別化が難しい中で、価格や供給量の安定を求めて共同販売形式を取るかです。実際には、需給ギャップを埋めるためには地域ごとに企業合併を進める必要性もあり、有利に合併を進める準備を行うことも必要になっています。そもそもJIS基準の確保やセネコン等の需要家との弱い力関係等のため生コン事業者が協同組合を作って販売量を割り当て、価格を統制する事が独占禁止法の適用除外で認められていますが、組合の実態が地域によって様々であるため、地域間格差が激しいのが現状です。生コンクリート業界が業界全体として生き延びていくためには、自由競争か組合方式かを選択していく必要があるかもしれません。また、そのような環境下において個々の企業が存続していくためには、地域間での連携を深めながらも、価格や販売量の割り当ての中でしっかりと採算を合わせていく努力が必要不可欠になっています。具体的には工事現場への素早い納入のために最新のシステムを導入し、管理体制の強化を図ったり、ITを活用した生産工程の自動化や生コンプラントの無人化等による人件費削減が考えられます。

また、組合等が中心となって従来の商習慣を改める活動も重要であり、組合ごとの地域間格差の是正や原材料費の高騰に応じた値上げ交渉、年度毎に価格を決める新価格方式の導入等が期待されます。

◇生コンクリート製造業における保険活用

生コンクリート製造業において懸念されるリスクとしては、まずコンクリート製造過程において易燃性及び引火性の高い化学薬品が多く用いられることから⑬火災・爆発が挙げられ、火災保険の付保内容について再確認することが重要になります。電気系統の過熱・漏電から⑮機械の破損・汚損の懸念もあることから機械保険についても検討する必要があるでしょう。また、それらの設備に大きな影響を与える可能性のある⑩天災(地震・台風等)等についても保険活用を検討すると共に、忘れてならないのはこれらの事故により長期休業に追い込まれた際の補償です。ケースによっては財物損失より逸失利益の方が大きくなるのが想定されるため、利益保険・企業費用・利益総合保険も適切に活用することが必要です。業界の特徴として地域密着の中小企業が多いため、小規模の事業所ほど⑬労働災害事故が起こり易く、起きた際の影響も大きいことから上乗せ労災の規程を定め、労災総合保険・傷害保険・業務災害総合保険等によって資金準備をしておくことが良いでしょう。それでも管理不行き届きによる安全配慮義務を問われた場合には⑫使用者賠償責任にもつながるため、使用者賠償責任保険もしくは使用者賠償特約を用意しておくことも考えねばなりません。賠償責任に関する保険としては、製品の欠陥による⑥PL事故に対する生産物賠償保険、事業所の近隣の民家や通行人に被害を与えた場合の⑨施設・請負賠償責任に対する賠償保険、原材料、製品を自家輸送している場合はミキサー車等の特殊車両を用いるため、⑩自動車事故に備えた自動車保険に入ることが必要不可欠となります。